

水産物の輸入割当てについてのQ&A

ご質問	回答
■ 輸入割当ての申請について	
1 輸入割当ての対象貨物を初めて輸入したいのですが、どうしたら良いですか。	<p>輸入割当ての申請資格、申請手続、申請時期等については、各品目毎の輸入発表に記載しておりますので、輸入したい品目の輸入発表をご確認ください。</p> <p>初めて輸入割当てを申請する場合は、基本的には、「先着順割当て」にご申請いただく事になりますので、先着順割当ての申請資格や申請手続等をご確認ください。</p>
2 いつでも輸入割当ての申請はできますか？	水産物IQ品目・割当方式により、申請資格、申請時期、数量等が異なりますので、各水産物IQの輸入発表を確認してください。
3 輸入割当ての対象かどうかはどのように調べればわかりますか？	<p>輸入割当ての対象となる貨物の品目名(属名等)と実行関税率表の番号等については、輸入公表に規定されてますので、ご確認ください。</p> <p>また、輸入しようとする貨物が、輸入割当ての対象となる実行関税率表に該当するか否かについては、税関にご確認ください。</p> <p>・輸入公表はこちらからご確認ください http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/import/2011/20111226_511_im.pdf</p>
■ 申請書類について	
1 申請書類にある、「対外決済の事実を証する書類」とはどのような書類ですか？	<p>当該IQ品目の代金を輸出者等に支払ったことが客観的に証明できる書類であって、支払人、受取人(国名)、支払先銀行(国名)、金額が確認できる書類です。</p> <p>T/T決済であれば、例えば、支払人、受取人(国名)、支払先銀行(国名)、金額が確認できる銀行への振込依頼書類と、銀行が当該代金の振り込みを受け付けた事が確認できる書類等を提出してください。(振込依頼書類のみの提出等では不十分ですので、ご注意ください。)</p> <p>この件について何か不明な点等ございましたら、農水産室までご相談ください。</p> <p>なお、本書類は申請資格を確認する重要な申請書類ですので、十分ご注意ください。</p>
■ 輸入割当証明書の有効期限や内容変更について	
1 輸入割当証明書の有効期間を延長できますか？	<p>延長はできません。</p> <p>よって、輸入割当証明書に記載された期間満了日までに、忘れずに、各地方経済産業局等において、輸入承認申請を行ってください。</p>
2 引っ越しをして、住所や電話番号が変わったのですが、輸入割当証明書(IQ)や輸入承認証(I/L)を変更する必要はありますか？	<p>IQをI/Lに切り替える前の変更であれば、IQの内容変更の手続が必要となります。内容変更後にI/Lに切り替えてください。</p> <p>I/Lに切り替えた後の変更であれば、I/Lを申請した経済産業局・通商事務所においてI/Lの内容変更の手続が必要となります。</p>
3 輸入割当てを申請した後で、代表者名が変わったのですが、輸入割当証明書(IQ)や輸入承認証(I/L)を変更する必要はありますか？	<p>代表者が代わった場合、IQやI/Lの内容変更の手続は必要ありません。</p> <p>IQをI/Lに切り替える前に代表者が代わった場合、輸入承認の申請時には、現在の代表者名を記入してください。</p>

<p>4 先着順割当ての申請時に提出した輸入契約書について、内容を変更することになりました。原産地、船積地域等の輸入割当証明書に記載された事項について変更がなくとも、経済産業省の確認を受けなければならないのでしょうか？</p>	<p>各輸入発表で規定しているとおり、先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき輸入割当証明書を交付するものであるため、どのような内容変更であっても、経済産業省の確認を受ける必要があります。経済産業省の確認を受けずに輸入通関が行われた場合には、当該輸入分を、輸入発表に基づく輸入割当てを行う際の輸入通関実績とは認められませんので御注意ください。</p> <p>(各輸入発表「その他の注意事項」抜粋) 先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき輸入割当証明書を交付するものである。 このため、提出した輸入契約書の内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを輸入通関前に貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出し、確認を受けた上で、変更の内容に応じて輸入承認証等の内容変更の申請手続等を行わなければならない。 ただし、提出した輸入契約書に記載された契約相手方とは異なる者と交わした輸入契約は、合理的な理由がある場合を除き、変更契約とは認められない。 また、申請時に提出した輸入契約書又は変更の確認を受けた輸入契約書とは別の契約による輸入通関が判明した場合、当該輸入通関分については、本輸入発表に基づく輸入割当てに関する輸入通関実績とは認められない。</p>
<p>■ 保稅転売について</p>	
<p>1 日本の保稅地域において転売した水産物IQ品目を輸入することは可能ですか？</p>	<p>下記の取引形態以外による保稅地域における売買行為は、認めておりません。</p> <p>(保稅地域において可能な取引) 非居住者である輸出者が、購入者未定のまま日本の保稅蔵置場に水産物IQ品目を搬入し、当該貨物を一定期間内(関税法第43条の3の第1項に定める外国貨物を保稅蔵置場に置くことの承認を必要とするまでの期間)に、輸入割当てを取得している者に売却し、この購入者が自ら輸入通関することは可能です。</p> <p>詳しくは、「保稅地域における水産物IQ品目の売買について」(平成16年12月改)を御覧ください。</p>
<p>2 水産物IQ品目の保稅転売は、商社割当てや先着順割当てだけ認められていないのですか？</p>	<p>全ての割当て(商社割当て、先着順割当て、漁業者割当て、需要者割当て、海外開発割当て)において認めておりません。 梓貸しを防止する観点から、いずれの割当てであっても、上に示した取引形態以外の保稅地域内でのIQ品目の売買行為は認めておりません</p>
<p>■ 輸入通関や輸入承認証の裏書きについて</p>	
<p>1 輸入承認数量を越えた数量のインボイスが来てしまったのですが、輸入通関できますか？</p>	<p>輸入承認証で承認された数量を越えて輸入通関すると、外国為替及び外国貿易法違反となります。 輸入承認数量を越えない数量を輸入通関してください。</p>
<p>2 送状数量より通関数量が多い場合、輸入数量はどのように計算すればいいですか？</p>	<p>農水産室水産班にご相談ください。</p> <p>輸入数量は、原則として送状数量(インボイスに記載されている全量)により確認します。しかし、輸入通関時に現品の数量が送状数量を超過する場合には、現品の数量が輸入数量・金額となる場合があります</p>

■ その他

<p>1 「ほたて貝」と「ぶり、さんま、貝柱及び煮干し」の貝柱との違いは何ですか？</p>	<p>「ほたて貝」とは、イタヤガイ科 (Pectinidae) に該当するものをいいます (代表的な属としては、ペクテン属、クラミユス属、プラコペクテン属、アクイペクテン属、アムジウム属、アムジウム属、アルゴペクテン属、パティノペクテン属がこれに該当します。)。イタヤガイ科に属するものの貝柱を輸入する場合には、「ほたて貝」の輸入割当てが必要となります。イタヤガイ科以外の貝柱は「ぶり、さんま、貝柱及び煮干し」の貝柱として輸入割当てが必要となります。なお、原産地が韓国のほたて貝やほたて貝以外の貝柱を輸入する場合は、「水産物」の輸入割当てが必要です。</p>
<p>2 申請書の「原産地」「船積地」の欄にETCと標記することはできますか？</p>	<p>先着順割当ては契約書に基づいて割当てが発行されるため、契約書に明記された原産地を記載しなければなりません。そのため、<u>ETCでは原産地が確定できないため、申請書に記載することができません。</u>一方で、<u>商社割当てについては、原産地及び船積地の欄にETCと記載することは可能です (原産地が定められているものはその範囲内での記載となります)。</u>但し、ETCのみの記載は認められません。</p>
<p>3 毎月の輸入通関実績の報告について、輸入通関の実績が無い月でも報告をしなければいけないのですか？</p>	<p>輸入通関実績の報告については、<u>輸入枠の管理のため、輸入割当てが有効となっている間は、実績が無い月でもご報告をいただくことになっています。</u>そのため、実績が無い月については、0でご報告いただくようお願いいたします。なお、各輸入通関実績報告書の提出先については、下記URLに一覧表を掲載しておりますので、詳しくはこちらをご参照ください。</p> <p>http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/marine_products/index.html</p>
<p>4 先着順割当てを取得した際に提出した契約の相手方が別の業者に変更になりましたが、そのまま先着順割当てを使用して通関ができますか？</p>	<p>先着順割当ては、申請時に提出された輸入契約書の内容に基づき交付されます。そのため、先着順割当ての申請時に提出した輸入契約書に記載された契約の相手方と異なる者と交わした輸入契約により輸入するためには、経済産業省の確認を受ける必要があります。</p> <p>仮に、経済産業省の確認を受けずに申請時に提出した輸入契約書に記載された契約の相手方と異なる者と交わした輸入契約による通関が発覚した場合には、当該輸入通関分は輸入発表に基づく輸入通関実績とは認められません。</p>